

2019年度の事業計画書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

特定非営利活動法人 こどもソーシャルワークセンター

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・円滑な事業実施のために助成金等を積極的に活用する。
- ・事業内で職員やボランティアのスーパーヴィジョンや研修の場をつくる。
- ・特に「地域へのソーシャルワーク事業」の充実を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者 (E) 人数	事業費の 金額 (単位： 千円)
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「トワイライトステイ事業」 夕方から夜の時間を地域住民が家庭的環境の中で支える。生活に関わる学習を提供。 ※大津市生活困窮者自立支援法子どもの学習支援事業	(A) 96回 (週2回) (B) 当法人事務所 (C) 3名	(D) 生活困窮状態で夜間の養育能力が低い家庭の18歳までの子ども (E) 登録6人	1420 (1200)
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「中間就労事業 (ジョブキャッチ)」 社会体験の少なさや病气障害などで就労が困難な若者への居場所の提供と就労のための訓練機会の提供	(A) 120回 (週3回) (B) 当法人事務所 (C) 3名	(D) 就労への不安などで一歩を踏み出せない子ども・若者 (E) 登録5人	200
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「居場所事業 (「ほっ」とルーム)」 不登校や集団が苦手な子どもの日中や休日の居場所活動 ※大津市協働のまちづくり推進事業	(A) 160回 (週4回) (B) 当法人事務所 (C) 3名	(D) 不登校や集団が苦手な18歳までの子ども (E) 登録15人	1400 (1400)
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「こども食堂事業 (eatalk)」 生活困窮や不登校、障害などの課題のある子どもを中心とした食を通じた居場所活動	(A) 40回 (B) 当法人事務所 (C) 3名	(D) 地域のつながりを必要とする子ども若者 (E) 登録15人	150

家庭や地域、学校など子ども若者を取り巻く地域へのソーシャルワーク事業	「社会啓発事業」 法人職員や子ども若者による講演・実践報告。視察、取材受け入れ。イベント、通信やネットによる社会啓発活動。	(A) 通年 (B) 地域 (C) 2名	(D) 市民 (E) 多数	500
家庭や地域、学校など子ども若者を取り巻く地域へのソーシャルワーク事業	「こどもネットワークづくり事業」 こどもソーシャルワークに関わるネットワークの構築活動。	(A) 通年 (B) 地域 (C) 2名	(D) 市民・関係機関 (E) 多数	—
子ども若者支援に関わる団体とのネットワーク事業	「高校内居場所カフェ事業」 地域住民が高校内につくる居場所活動。 ※関連団体との実行委員会形式	(A) 14回 (B) 大津清陵高校 (C) 2名	(D) 高校生 (E) 200人	40
子ども若者支援に関わる団体とのネットワーク事業	「ハビハピカット」 生活困窮等、理美容につながりにくい子ども若者をつなげる活動 ※そらいろプロジェクト京都との共同事業	(A) 4回 (B) 地域 (C) 2名	(D) ネグレクト、生活困窮、ひきこもり状態の子ども・若者 (E) 8人	50
子ども若者支援に関わる団体とのネットワーク事業	「まちなか合宿・居場所事業」 子どもの貧困当事者、支援に関わる若者による宿泊合宿・居場所活動と社会発信活動。 ※関連団体と共同事業	(A) 合宿3回 居場所9回 (B) 当法人事務所 他 (C) 2名	(D) 子どもの貧困課題に関わる若者 (E) 150人	400
子ども若者支援に関わる団体とのネットワーク事業	「スーパーヴィジョン・コンサル事業」 法人職員・役員による関係機関等のケース対応やネットワークづくりへの指導・助言活動	(A) 年間5回 (B) 当法人事務所 (C) 5名	(D) 関係機関 (E) 多数	100

- ・児童福祉施設等で生活、退所後に支援を必要とする社会的養護へのソーシャルワーク事業
- ・その他 目的達成のための活動
→ 実施予定なし

(2) その他の事業

ソーシャルワーカー養成研修事業	「子どもソーシャルワーカー養成事業」 社会福祉士実習等を通して子どもソーシャルワークを実践的に学ぶ活動	(A) 通年 (B) 当法人事務所 (C) 2名	(D) 社会福祉士養成校の学生等 (E) 10人	400
ソーシャルワーカー養成研修事業	「子どもソーシャルワーク実践講座」 子どもソーシャルワークを意識したソーシャルワーク実践を学ぶ連続講座	(A) 8回 (B) 当法人事務所 (C) 2名	(D) 市民・専門職 (E) 100人	200